

## 日立市地方創生移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第2期日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標及び日立市中小企業振興基本条例（平成30年条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定並びに条例第9条第2号、第5号及び第7号に規定する基本方針に従い、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住する者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等就業者 県実施要領第5第1項第1号に定める②就職に関する要件1) 一般の場合若しくは⑤起業に関するの要件を満たす者をいう。
- (2) テレワーカー 県実施要領第5第1項第1号に定める③テレワークに関する要件を満たす者をいう。
- (3) 関係人口 県実施要領第5第1項第1号に定める④関係人口に関する要件を満たす者をいう。
- (4) プロフェッショナル人材 県実施要領第5第1項第1号に定める②就職に関する要件2) 専門人材の場合に関する要件を満たす者をいう。
- (5) 日立市テレワーク移住促進事業ひたちテレワーク応援チケット協力店  
本市が実施する日立市テレワーク移住促進事業において交付対象者に支給するテレワーク応援チケットが利用できる協力店として登録された店舗をいう。
- (6) 企業見学ツアー 本市が平成27年度から令和元年度までに市内中小企業等への就業促進を目的として、首都圏等の住民を対象に実施した企業見学ツアーをいう。
- (7) インターンシップ 本市が平成27年度から令和元年度までに市内中小企業等への就業促進を目的として、首都圏等の大学生を対象に実施したインターンシップをいう。

### (移住支援金の交付対象)

第3条 移住支援金の交付対象者及び交付額については、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書の様式は、日立市地方創生移住支援金交付申請書(様式第1号)とする。

2 日立市地方創生移住支援金交付申請書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 移住元での在勤地等が確認できる書類
- (2) 写真付き身分証明書の写し
- (3) 移住元の住民票の除票
- (4) 中小企業等就業者又はプロフェッショナル人材にあつては、就業先企業等の就業証明書(様式第2-1号)
- (5) テレワーカーにあつては、所属先企業等の就業証明書(様式第2-2号)
- (6) 関係人口にあつては、別表2に定める書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第5条 規則第5条の規定に基づく交付の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金の額の確定を併せて行うこととする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、規則第6条の2に規定する補助事業等実績報告書に係る書類の全部の提出を省略することができる。

(交付の請求)

第7条 補助事業者は、規則第8条に規定する補助金等交付請求書に係る書類の全部の提出を省略することができる。

2 前項の規定に基づき、請求書の提出を省略した場合における請求日は、補助金確定通知書(補助金確定通知書を省略したときは、補助金等交付決定通知書)の日付とする。

(証拠書類の保存)

第8条 規則第12条に規定する相当期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(返還請求)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県知事及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請をした日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請をした日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 茨城県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、茨城県と本市が協議して定める。

附 則

改正後の日立市地方創生移住支援金交付要綱の規定は、令和3年3月1日から適用する。

別表第1

<p>交付対象者</p>	<p>1 中小企業等就業者 次に掲げる全ての事項に該当する者          (1) 本市に住民登録を異動した者のうち、県実施要領に定める要件を満たすこと。          (2) 申請時点において、本市の市税に未納がないこと。          (3) 日立市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条各号で定める暴力団関係者でないこと。</p> <p>2 テレワーカー 次に掲げる全ての事項に該当する者          (1) 本市に住民登録を異動した者のうち、県実施要領に定める要件を満たすこと。          (2) 申請時点において、本市の市税に未納がないこと。          (3) 日立市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条各号で定める暴力団関係者でないこと。</p> <p>3 関係人口 次に掲げる全ての事項に該当する者          (1) 本市に住民登録を異動した者のうち、県実施要領及び以下のいずれかの要件を満たすこと。              ア 転入日の3か月前までに県が実施する「いばらきふるさと県民制度」に登録している者(転勤による転入者を除く。以下「県民制度」という。)              イ 県が実施する「i f design project」に参加した者(以下「県i f参加者」という。)              ウ 転入時に39歳以下であって、次のいずれかの要件を満たす者(転勤による転入者を除く。)                  (ア) 令和2年度までに本市にふるさと納税を行った39歳以下の者(以下「市ふるさと納税者」という。)                  (イ) 本市に10年以上居住歴がある者若しくは市内大学卒業者(以下「市居住者等」という。)                  (ウ) 転入日の3か月前の日までに、日立市テレワーク移住促進事業ひたちテレワーク応援チケット協力店に登録するコワーキング施設に利用の登録をした者(以下「市チケット利用者」という。)                  (エ) 市が実施する企業見学ツアーやインターンシップ等の参加経験を有する者(以下「市ツアー等参加者」という。)</p>
--------------	---

	<p>(2) 申請時点において、本市の市税に未納がないこと。</p> <p>(3) 日立市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条各号で定める暴力団関係者でないこと。</p> <p>4 プロフェッショナル人材</p> <p>次に掲げる全ての事項に該当する者</p> <p>(1) 本市に住民登録を異動した者のうち、県実施要領に定める要件を満たすこと。</p> <p>(2) 申請時点において、本市の市税に未納がないこと。</p> <p>(3) 日立市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条各号で定める暴力団関係者でないこと。</p>
<p>交付額（定額）</p>	<p>1 単身の場合 60 万円</p> <p>2 2 人以上の世帯の場合 100 万円</p>

別表第2

関係人口要件	提出書類
県民制度	関係人口要件に該当することを証する書類
県 i f 参加者	関係人口要件に該当することを証する書類
市ふるさと納税者	寄附金受領証明書
市居住者等	戸籍の附表
市チケット利用者	日立市テレワーク移住促進事業ひたちテレワーク応援チケット協力店（コワーキング施設）利用登録証明書（様式第3号）
市ツアー等参加者	日立市企業見学ツアー・インターシップ等参加実績証明書（様式第4号）